

健康管理システム標準仕様書【第3.1版】 正誤表

No.	資料名	頁	事業名	該当箇所	訂正箇所		更新日	備考
					正	誤		
1	標準仕様書 (本編)	8	00.本編	図1-2 健康管理システム(母子保健分野)機能範囲と標準化範囲のイメージ	(画像差し替え)	(画像差し替え)	R7.8.29	健康管理システム標準仕様書3.1版時点で「妊婦等包括相談支援事業」が追加されたが、母子保健分野のイメージ図に該当事業が追加されていないため修正を行った。
2	標準仕様書 (本編)	10	00.本編	(2)対象分野	<p>&lt;参照条文&gt;</p> <p>・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)</p> <p>十 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務、<u>児童福祉法による妊婦等包括相談支援事業の実施に関する事務</u>、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務、<u>子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付の支給に関する事務</u>又は予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)若しくは新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの</p> <p>・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年デジタル庁令・総務省令第1号)</p> <p>(令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務)</p> <p>第九条 令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第十七条第一項又は第十九条の二の規定による健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務</p> <p>二 <u>児童福祉法第六十二条の三第二十二項の規定による妊婦等包括相談支援事業の実施</u>、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第九条から第十三条まで、第十五条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条又は第二十一条の四第一項の規定による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置又は<u>子ども・子育て支援法第十条の二の規定による妊婦のための支援給付の支給</u>に関する事務</p> <p>三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第九条の三、第九条の四、第十五条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十五条若しくは第二十八条による予防接種の実施又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務</p>	<p>&lt;参照条文&gt;</p> <p>・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)</p> <p>十 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)による健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務又は予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)若しくは新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの</p> <p>・地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和4年デジタル庁令・総務省令第1号)</p> <p>(令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務)</p> <p>第九条 令第十号のデジタル庁令・総務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第十七条第一項又は第十九条の二の規定による健康教育、健康相談その他の国民の健康の増進を図るための措置に関する事務</p> <p>二 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第九条から第十三条まで、第十五条から第十七条の二まで、第十九条、第二十条又は第二十一条の四第一項の規定による母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置に関する事務</p> <p>三 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第五条第一項、第六条第一項から第三項まで、第九条の三、第九条の四、第十五条第一項、第十八条、第十九条第一項、第二十五条若しくは第二十八条による予防接種の実施又は新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二十八条第一項の規定による指示に基づき行う予防接種の実施に関する事務</p> <p>※ <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による妊婦等包括相談支援事業及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による妊婦のための支援給付に関する事務についても上記政省令に規定すべく調整中であり、定められ次第修正</u></p>	R7.8.29	標準化に関する政省令に妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事務が追加されたため、修正を行った。
3	(別紙2-1) 機能・帳票要件	1	01.【共通】	機能ID0190570	<p>住民基本台帳の異動情報を元に、予防接種対象者番号の採番ができること。</p> <p>※1 出生・転入時等を発行契機に新規採番できること</p> <p>※2 番号体系は以下とする 市区町村等コード(6桁)+対象者番号(15桁)の合計21桁</p> <p><u>【管理項目】</u> <u>「(別紙2-2)管理項目 01.【共通】」[対象者番号管理]参照</u></p>	<p>住民基本台帳の異動情報を元に、予防接種対象者番号の採番ができること。</p> <p>※1 出生・転入時等を発行契機に新規採番できること</p> <p>※2 番号体系は以下とする 市区町村等コード(6桁)+対象者番号(15桁)の合計21桁</p>	R7.8.29	母子保健情報を予予・請求システムに連携するというように、サブシステムをまたいだ共通的な管理が求められることから、共通にグループの追加を行った。(グループの追加を行ったため、機能要件に対象グループとして追記を行った。)

健康管理システム標準仕様書【第3.1版】 正誤表

No.	資料名	頁	事業名	該当箇所	訂正箇所		更新日	備考
					正	誤		
4	(別紙2-1) 機能・帳票要件	1	01.【共通】	機能ID0190570 (実装区分: 母子保健 (養育医療以外))	○	×	R7.8.29	母子保健(養育医療以外)を別のシステムで調達する場合や、サブユニット対応する場合において、当該システムから母子保健情報を予予・請求システムに連携(機能ID0190586)する際、予防接種対象者番号の付番が必要であるが、実装区分が実装不可となっていたため、標準オプション機能に訂正を行った。
5	(別紙2-1) 機能・帳票要件	2	01.【共通】	機能ID0190007 (実装区分: 母子保健 (養育医療のみ))	○	×	R7.8.29	管理項目に「医療保険各法の記号」といった項目があり、国民健康保険の照会機能を利用するケースもあると想定されることから、実装類型を標準オプション機能へ変更を行った。
6	(別紙2-1) 機能・帳票要件	2	01.【共通】	機能ID0190008 (実装区分: 母子保健 (養育医療のみ))	○	×	R7.8.29	管理項目に「医療保険各法の記号」といった項目があり、国民健康保険の照会機能を利用するケースもあると想定されることから、実装類型を標準オプション機能へ変更を行った。
7	(別紙2-1) 機能・帳票要件	2	01.【共通】	機能ID0190443 (実装区分: 母子保健 (養育医療のみ))	○	×	R7.8.29	管理項目に「医療保険各法の記号」といった項目があり、国民健康保険の照会機能を利用するケースもあると想定されることから、実装類型を標準オプション機能へ変更を行った。
8	(別紙2-1) 機能・帳票要件	01.	【共通】	機能ID:0190007 機能ID:0190008 機能ID:0190443  (備考(改定内容等))	養育医療申請情報の管理項目に「医療保険各法の記号」「医療保険各法の番号」「枝番」があるため国民健康保険の照会機能は必要となる場合があることから標準オプション機能に変更	(備考追加)	R7.8.29	標準オプション機能にした旨を備考に追記を行った。
9	(別紙2-1) 機能・帳票要件	12	01.【共通】	機能ID0190595 (備考(改定内容等))	PMHとの連携に伴い機能を追加  ※令和6年度以降の先行実施の進捗・令和7年度における電子版母子健康手帳のガイドラインの策定等を踏まえて、設定する。  <u>健康管理システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。</u>	PMHとの連携に伴い機能を追加  ※令和6年度以降の先行実施の進捗・令和7年度における電子版母子健康手帳のガイドラインの策定等を踏まえて、設定する。	R7.8.29	母子保健情報PMH連携機能に関して、予防接種情報の連携機能と方針は同じであるため、備考に補足情報の追記を行った。

健康管理システム標準仕様書【第3.1版】 正誤表

No.	資料名	頁	事業名	該当箇所	訂正箇所		更新日	備考
					正	誤		
10	(別紙2-1) 機能・帳票要件	12	01.【共通】	機能ID0190596 (備考(改定内容等))	PMHとの連携に伴い機能を追加  <u>健康管理システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。</u>	PMHとの連携に伴い機能を追加	R7.8.29	母子保健情報PMH連携機能に関して、予防接種情報の連携機能と方針は同じであるため、備考に補足情報の追記を行った。
11	(別紙2-1) 機能・帳票要件	12	01.【共通】	機能ID0190597 (備考(改定内容等))	PMHとの連携に伴い機能を追加  <u>健康管理システムとPMHの連携については、総務省が規定する「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考に、各自治体の情報セキュリティポリシー、ネットワーク構成等を踏まえ各自治体が個別判断すること。</u>	PMHとの連携に伴い機能を追加	R7.8.29	母子保健情報PMH連携機能に関して、予防接種情報の連携機能と方針は同じであるため、備考に補足情報の追記を行った。
12	(別紙2-1) 機能・帳票要件	58	09.【母子保健】養育医療管理	機能ID0190359 (要件の考え方・理由)	養育医療全般に関して、政令市や中核市等で一部運用を行っているがそれ以外の自治体についてはほぼ運用を実施していない状況である。上記状況を鑑みて標準オプション機能としている。  管理項目は、以下データ標準レイアウトのデータ項目を基準としている。詳細は別紙2-2参照 12 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報  <u>徴収基準月額</u> は「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱の別紙1 徴収基準額表(養育医療給付事業)」に準じて算出する。	養育医療全般に関して、政令市や中核市等で一部運用を行っているがそれ以外の自治体についてはほぼ運用を実施していない状況である。上記状況を鑑みて標準オプション機能としている。  管理項目は、以下データ標準レイアウトのデータ項目を基準としている。詳細は別紙2-2参照 12 母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	R7.8.29	徴収基準月額は制度に基づいて算出することを想定していたが、具体的な内容を明記した。
13	(別紙2-1) 機能・帳票要件	58	09.【母子保健】養育医療管理	機能ID0190529 (要件の考え方・理由)	<u>徴収基準月額</u> は「未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱の別紙1 徴収基準額表(養育医療給付事業)」に準じて算出する。	(新規追加)	R7.8.29	徴収基準月額は制度に基づいて算出することを想定していたが、具体的な内容を明記した。
14	(別紙2-2) 管理項目	23	01.【共通】	実施報告書(日報)情報	妊産婦- <del>禁煙</del> 指導	妊産婦-喫煙指導	R7.8.29	エビデンスとして記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)においては「禁煙指導」となっているため、修正を行った。
15	(別紙2-2) 管理項目	23	01.【共通】	実施報告書(日報)情報	<del>(項目削除)</del>	乳幼児-運動指導	R7.8.29	エビデンスとして記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)において、対象となる項目は非計上となっているため、削除を行った。
16	(別紙2-2) 管理項目	23	01.【共通】	実施報告書(日報)情報	<del>(項目削除)</del>	乳幼児-運動指導-(再掲)病態別運動指導	R7.8.29	エビデンスとして記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)において、対象となる項目は非計上となっているため、削除を行った。
17	(別紙2-2) 管理項目	23	01.【共通】	実施報告書(日報)情報	<del>(項目削除)</del>	乳幼児-休養指導	R7.8.29	エビデンスとして記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)において、対象となる項目は非計上となっているため、削除を行った。

健康管理システム標準仕様書【第3.1版】 正誤表

No.	資料名	頁	事業名	該当箇所	訂正箇所		更新日	備考
					正	誤		
18	(別紙2-2)管理項目	23	01.【共通】	実施報告書(日報)情報	(項目削除)	乳幼児-喫煙指導	R7.8.29	エビデンスとして記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)において、対象となる項目は非計上となっているため、削除を行った。
19	(別紙2-2)管理項目	23	01.【共通】	実施報告書(日報)情報	20歳未満-禁煙指導	20歳未満-喫煙指導	R7.8.29	エビデンスとして記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)においては「禁煙指導」となっているため、修正を行った。
20	(別紙2-2)管理項目	23	01.【共通】	実施報告書(日報)情報	20歳以上-禁煙指導	20歳以上-喫煙指導	R7.8.29	エビデンスとして記載している地域保健・健康増進事業報告4(1)においては「禁煙指導」となっているため、修正を行った。
21	(別紙2-2)管理項目	28	01.【共通】	対象者番号管理	(グループを新規追加)	(新規追加)	R7.8.29	母子保健情報を予予・請求システムに連携するというように、サブシステムをまたいだ共通的な管理が求められることから、共通にグループの追加を行った。
22	(別紙2-2)管理項目	101	06.【母子保健】妊産婦管理	妊産婦歯科精健結果	妊産婦区分	(新規追加)	R7.8.29	妊産婦歯科健診結果のグループにある「妊産婦区分」という項目が妊産婦歯科精健結果になかったため追加を行った。
23	(別紙2-2)管理項目	141	07.【母子保健】乳幼児管理	1歳6か月児歯科健診結果「歯科所見-歯肉・粘膜」	地域保健・健康増進事業報告:3	(エビデンス追加)	R7.8.29	地域保健・健康増進事業報告3の集計項目であるものの、その旨がエビデンスに漏れていたため追記を行った。
24	(別紙2-2)管理項目	141	07.【母子保健】乳幼児管理	1歳6か月児歯科健診結果「歯科所見-かみ合わせ」	地域保健・健康増進事業報告:3	(エビデンス追加)	R7.8.29	地域保健・健康増進事業報告3の集計項目であるものの、その旨がエビデンスに漏れていたため追記を行った。
25	(別紙2-2)管理項目	141	07.【母子保健】乳幼児管理	1歳6か月児歯科健診結果	(項目削除)	軟組織異常有無	R7.8.29	「歯科所見-歯肉・粘膜」と重複する項目であることから削除を行った。
26	(別紙2-2)管理項目	141	07.【母子保健】乳幼児管理	1歳6か月児歯科健診結果	(項目削除)	不正咬合	R7.8.29	「歯科所見-かみ合わせ」と重複する項目であることから削除を行った。
27	(別紙2-2)管理項目	147	07.【母子保健】乳幼児管理	3歳児歯科健診結果「歯科所見-歯肉・粘膜」	地域保健・健康増進事業報告:3	(エビデンス追加)	R7.8.29	地域保健・健康増進事業報告3の集計項目であるものの、その旨がエビデンスに漏れていたため追記を行った。
28	(別紙2-2)管理項目	147	07.【母子保健】乳幼児管理	3歳児歯科健診結果「歯科所見-かみ合わせ」	地域保健・健康増進事業報告:3	(エビデンス追加)	R7.8.29	地域保健・健康増進事業報告3の集計項目であるものの、その旨がエビデンスに漏れていたため追記を行った。

健康管理システム標準仕様書【第3.1版】 正誤表

No.	資料名	頁	事業名	該当箇所	訂正箇所		更新日	備考
					正	誤		
29	(別紙2-2)管理項目	147	07.【母子保健】乳幼児管理	3歳児歯科健診結果	(項目削除)	軟組織異常有無	R7.8.29	「歯科所見-歯肉・粘膜」と重複する項目であることから削除を行った。
30	(別紙2-2)管理項目	147	07.【母子保健】乳幼児管理	3歳児歯科健診結果	(項目削除)	不正咬合	R7.8.29	「歯科所見-かみ合わせ」と重複する項目であることから削除を行った。
31	(別紙2-2)管理項目	155	07.【母子保健】乳幼児管理	乳幼児歯科健診結果(その他歯科健診) 「歯科健診実施市町村名又は実施医療機関名」	データ標準レイアウト:様式B-086「乳幼児健診情報(1か月児・3から4か月児・1歳6か月・3歳児・5歳児健診以外) 歯科健診情報:歯科健診実施市町村名又は実施医療機関名」	(エビデンス追加)	R7.8.29	データ標準レイアウト対象項目であるものの、その旨がエビデンスに漏れていたため追記を行った。
32	(別紙2-2)管理項目	156	07.【母子保健】乳幼児管理	乳幼児歯科健診結果(その他歯科健診) 「歯科所見-歯肉・粘膜」	地域保健・健康増進事業報告:3	(エビデンス追加)	R7.8.29	地域保健・健康増進事業報告3の集計項目であるものの、その旨がエビデンスに漏れていたため追記を行った。
33	(別紙2-2)管理項目	156	07.【母子保健】乳幼児管理	乳幼児歯科健診結果(その他歯科健診) 「歯科所見-かみ合わせ」	地域保健・健康増進事業報告:3	(エビデンス追加)	R7.8.29	地域保健・健康増進事業報告3の集計項目であるものの、その旨がエビデンスに漏れていたため追記を行った。
34	(別紙2-2)管理項目	156	07.【母子保健】乳幼児管理	乳幼児歯科健診結果(その他歯科健診)	(項目削除)	軟組織異常有無	R7.8.29	「歯科所見-歯肉・粘膜」と重複する項目であることから削除を行った。
35	(別紙2-2)管理項目	156	07.【母子保健】乳幼児管理	乳幼児歯科健診結果(その他歯科健診)	(項目削除)	不正咬合	R7.8.29	「歯科所見-かみ合わせ」と重複する項目であることから削除を行った。
36	(別紙2-2)管理項目	165	08.【母子保健】教育・相談・訪問・フォロー	母子保健 訪問結果情報	日齢	(新規追加)	R7.8.29	基本データリスト(健康管理システム各論5.0版)において、母子保健訪問結果に「日齢」が追加されたことに伴い、別紙2-2管理項目にも追記を行った。
37	(別紙2-2)管理項目	165	08.【母子保健】教育・相談・訪問・フォロー	母子保健 訪問結果情報「日齢・月齢」	(エビデンス削除)	データ標準レイアウト:様式B-086「新生児訪問指導等情報 新生児訪問等情報:訪問日齢」	R7.8.29	基本データリスト(健康管理システム各論5.0版)において、母子保健訪問結果に「日齢」が追加されたことに伴い、当項目からはエビデンスは不要と判断し、削除を行った。